

○ 経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等） 第八十三条 法第五十三条第一項前段に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる事項（中間事業年度（法第五十一条第一項に規定する中間事業年度をいう。以下同じ。）に係る説明書類（以下「中間説明書類」という。）にあつては、第一号イ及びハからヘまで、第二号、第三号ロ⑫、第四号、第五号リ並びに第六号に掲げる事項を除く。）とする。</p> <p>「一〇四 略」</p> <p>五 商工組合中央金庫の直近の二中間事業年度又は二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 「略」</p> <p>ロ 商工組合中央金庫の有する債権（別紙様式第二号中の貸借対照表の社債（当該社債を有する商工組合中央金庫がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているもの）であつて、当該社債の発行が金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の私募によるものに限る。次条第三号ロにお</p>	<p>（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等） 第八十三条 「同上」</p> <p>「一〇四 同上」</p> <p>五 「同上」</p> <p>イ 「同上」</p> <p>ロ 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額</p>

て同じ。）、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに欄外に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。次条第三号ロにおいて同じ。）をいう。ハにおいて同じ。）、のうち次に掲げるものの額及び(1)から(4)までに掲げるものの合計額

(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権（破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。ハ及び次条第三号ロ(1)において同じ。）

(2) 危険債権（債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（(1)に掲げるものを除く。）をいう。ハ及び次条第三号ロ(2)において同じ。）

(3) 三月以上延滞債権（元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金（(1)及び(2)に掲げるものを除く。）をいう。ハ及び次条第三号ロ(3)において同じ。）

(1) 破綻先債権（元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかつた貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第九十六条第一項第三号イからホまでに掲げる事由又は同項第四号に規定する事由が生じているものをいう。以下同じ。）に該当する貸出金

(2) 延滞債権（未収利息不計上貸出金であつて、(1)に掲げるもの及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外ものをいう。以下同じ。）に該当する貸出金

(3) 三カ月以上延滞債権（元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金（(1)及び(2)に掲げるものを除く。）をいう。以下同じ。）に該当する貸出金

(4) 貸出条件緩和債権（債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（1）から（3）までに掲げるものを除く。）をいう。ハ及び次条第三号ロ（4）において同じ。）

(5) 正常債権（債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、（1）から（4）までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。ハ及び次条第三号ロ（5）において同じ。）

ハ 元本補填契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む。）に係る債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権に該当するものの額並びにこれらの合計額並びに正常債権に該当するものの額

〔二〇〇ル 略〕

〔六・七 略〕

2
〔略〕

第八十四条 法第五十三条第二項前段に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる事項（中間説明書類にあつては、第一号、第三号へ及び第四号に掲げる事項を除く。）とする。

〔一・二 略〕

三 商工組合中央金庫及びその子会社等の直近の二中間連結会計年度又は二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事

(4) 貸出条件緩和債権（債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（1）、（2）及び（3）に掲げるものを除く。）をいう。以下同じ。）に該当する貸出金

〔加える。〕

ハ 元本補填契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む。）に係る貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、三カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものの額並びにその合計額

〔二〇〇ル 同上〕

〔六・七 同上〕

2
〔同上〕

第八十四条 〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 〔同上〕

項

イ 「略」

ロ 商工組合中央金庫及びその子会社等の有する債権（別紙様式第四号中の連結貸借対照表の有価証券中の社債、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに有価証券の貸付けを行っていない場合のその有価証券をいう。）のうち次に掲げるものの額及び(1)から(4)までに掲げるものの合計額

- (1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
- (2) 危険債権
- (3) 三月以上延滞債権
- (4) 貸出条件緩和債権
- (5) 正常債権

「ハ〜チ 略」

「四・五 略」

イ 「同上」

ロ 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額

- (1) 破綻先債権に該当する貸出金
- (2) 延滞債権に該当する貸出金
- (3) 三カ月以上延滞債権に該当する貸出金
- (4) 貸出条件緩和債権に該当する貸出金

「加える。」

「ハ〜チ 同上」

「四・五 同上」

中間業務報告書

第 期中 (年 月 日から
年 月 日まで)

株式会社 商工組合中央金庫

年 月 日

殿

住 所

株式会社 商工組合中央金庫

代表取締役 氏 名 印

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次の
とおり報告します。

目 次 [略]

第1 [略]

第2 第 期中 (年 月 日現在) 中間貸借対照表

[表略]

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、
その関連が明らかになるように記載すること。

[(1)~(7) 略]

(8) 債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上
延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額並びにこれらの合計額

なお、それぞれの定義は、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商
工組合中央金庫法施行規則第83条第1項第5号ロによる。

[(9)~(19) 略]

[2~4 略]

[第3~第7 略]

中間業務報告書

第 期中 (年 月 日から
年 月 日まで)

株式会社 商工組合中央金庫

年 月 日

殿

住 所

株式会社 商工組合中央金庫

代表取締役 氏 名 印

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次の
とおり報告します。

目 次 [同左]

第1 [同左]

第2 第 期中 (年 月 日現在) 中間貸借対照表

[同左]

(記載上の注意)

1 [同左]

[(1)~(7) 同左]

(8) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件
緩和債権の額並びにその合計額

なお、それぞれの定義は、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商
工組合中央金庫法施行規則第83条第1項第5号ロによる。

[(9)~(19) 同左]

[2~4 同左]

[第3~第7 同左]

業 務 報 告 書

第 期〔 年 月 日から
年 月 日まで〕

株式会社 商工組合中央金庫

年 月 日

殿

住 所

株式会社 商工組合中央金庫

代表取締役 氏 名 印

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を
次のとおり報告します。

目 次 [略]

第 1 [略]

第 2 第 期末（ 年 月 日現在）貸借対照表

[表略]

（記載上の注意）

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、
その関連が明らかになるように記載すること。

〔(1)～(8) 略〕

(9) 債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上
延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額並びにこれらの合計額

なお、それぞれの定義は、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商
工組合中央金庫法施行規則第 83 条第 1 項第 5 号ロによる。

〔(10)～(29) 略〕

[2～7 略]

[第 3～第 7 略]

業 務 報 告 書

第 期〔 年 月 日から
年 月 日まで〕

株式会社 商工組合中央金庫

年 月 日

殿

住 所

株式会社 商工組合中央金庫

代表取締役 氏 名 印

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を
次のとおり報告します。

目 次 [同左]

第 1 [同左]

第 2 第 期末（ 年 月 日現在）貸借対照表

[同左]

（記載上の注意）

1 [同左]

〔(1)～(8) 同左〕

(9) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3 カ月以上延滞債権及び貸出条件
緩和債権の額並びにその合計額

なお、それぞれの定義は、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商
工組合中央金庫法施行規則第 83 条第 1 項第 5 号ロによる。

〔(10)～(29) 同左〕

[2～7 同左]

[第 3～第 7 同左]

中間連結業務報告書

〔 年 月 日から
年 月 日まで〕

株式会社 商工組合中央金庫

年 月 日

殿

住 所

株式会社 商工組合中央金庫

代表取締役 氏 名 印

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次の
とおり報告します。

目 次 [略]

第1 [略]

第2 中間連結財務諸表

1 [略]

2 (年 月 日現在) 中間連結貸借対照表

[表略]

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、
その関連が明らかになるように記載すること。

〔(1)～(6) 略〕

(7) 債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上
延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額並びにこれらの合計額

なお、それぞれの定義は、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商
工組合中央金庫法施行規則第83条第1項第5号ロ（「債権」の定義にあっ
ては、同令第84条第3号ロ）による。

〔(8)～(17) 略〕

[2～5 略]

中間連結業務報告書

〔 年 月 日から
年 月 日まで〕

株式会社 商工組合中央金庫

年 月 日

殿

住 所

株式会社 商工組合中央金庫

代表取締役 氏 名 印

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次の
とおり報告します。

目 次 [同左]

第1 [同左]

第2 中間連結財務諸表

1 [同左]

2 (年 月 日現在) 中間連結貸借対照表

[同左]

(記載上の注意)

1 [同左]

〔(1)～(6) 同左〕

(7) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件
緩和債権の額並びにその合計額

なお、それぞれの定義は、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商
工組合中央金庫法施行規則第83条第1項第5号ロによる。

〔(8)～(17) 同左〕

[2～5 同左]

[3~5 略]

別紙様式第4号 (第81条第4項関係)

(日本工業規格A4)

連結業務報告書

(年 月 日から
年 月 日まで)

株式会社 商工組合中央金庫

年 月 日

殿

住 所

株式会社 商工組合中央金庫

代表取締役 氏 名 印

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次の
とおり報告します。

目 次 [略]

第1 [略]

第2 連結財務諸表

1 [略]

2 (年 月 日現在) 連結貸借対照表

[表略]

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、
その関連が明らかになるように記載すること。

[(1)~(6) 略]

(7) 債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額並びにこれらの合計額

なお、それぞれの定義は、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社
商工組合中央金庫法施行規則第83条第1項第5号ロ(「債権」の定義に
あつては、同令第84条第3号ロ)による。

[(8)~(23) 略]

[3~5 同左]

別紙様式第4号 (第81条第4項関係)

(日本工業規格A4)

連結業務報告書

(年 月 日から
年 月 日まで)

株式会社 商工組合中央金庫

年 月 日

殿

住 所

株式会社 商工組合中央金庫

代表取締役 氏 名 印

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次の
とおり報告します。

目 次 [同左]

第1 [同左]

第2 連結財務諸表

1 [同左]

2 (年 月 日現在) 連結貸借対照表

[同左]

(記載上の注意)

1 [同左]

[(1)~(6) 同左]

(7) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額

なお、それぞれの定義は、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社
商工組合中央金庫法施行規則第83条第1項第5号ロによる。

[(8)~(23) 同左]

[2～7 略]

[3～5 略]

別紙様式第5号（第82条第1項及び第6項関係）

第1 第 期 中 間 決 算 公 告

年 月 日

住 所

株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫

代 表 取 締 役 又 は 代 表 執 行 役 氏 名

（記載上の注意）

[略]

中間貸借対照表（ 年 月 日現在）

[表略]

（記載上の注意）

- 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

[(1)～(7) 略]

- (8) 債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額並びにこれらの合計額

なお、それぞれの定義は、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第83条第1項第5号口による。

[(9)～(20) 略]

[2～4 略]

中間損益計算書 [略]

第2 第 期 中 間 決 算 公 告（要旨）

年 月 日

住 所

株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫

代 表 取 締 役 又 は 代 表 執 行 役 氏 名

（記載上の注意）

[略]

[2～7 同左]

[3～5 同左]

別紙様式第5号（第82条第1項及び第6項関係）

第1 第 期 中 間 決 算 公 告

年 月 日

住 所

株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫

代 表 取 締 役 又 は 代 表 執 行 役 氏 名

（記載上の注意）

[同左]

中間貸借対照表（ 年 月 日現在）

[同左]

（記載上の注意）

- 1 [同左]

[(1)～(7) 同左]

- (8) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額

なお、それぞれの定義は、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第83条第1項第5号口による。

[(9)～(20) 同左]

[2～4 同左]

中間損益計算書 [同左]

第2 第 期 中 間 決 算 公 告（要旨）

年 月 日

住 所

株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫

代 表 取 締 役 又 は 代 表 執 行 役 氏 名

（記載上の注意）

[同左]

中間貸借対照表（ 年 月 日現在）

[表略]

（記載上の注意）

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) [略]

(2) 債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額並びにこれらの合計額

なお、それぞれの定義は、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第83条第1項第5号ロによる。

[(3)~(6) 略]

[2・3 略]

中間損益計算書 [略]

別紙様式第6号（第82条第1項及び第6項関係）

第1 第 期 決 算 公 告

年 月 日

住 所

株式会社 商 工 組 合 中 央 金 庫

代表取締役又は代表執行役 氏 名

（記載上の注意）

[略]

貸借対照表（ 年 月 日現在）

[表略]

（記載上の注意）

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

[(1)~(8) 略]

(9) 債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額並びにこれらの合計額

なお、それぞれの定義は、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社

中間貸借対照表（ 年 月 日現在）

[同左]

（記載上の注意）

1 [同左]

(1) [同左]

(2) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額

なお、それぞれの定義は、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第83条第1項第5号ロによる。

[(3)~(6) 同左]

[2・3 同左]

中間損益計算書 [同左]

別紙様式第6号（第82条第1項及び第6項関係）

第1 第 期 決 算 公 告

年 月 日

住 所

株式会社 商 工 組 合 中 央 金 庫

代表取締役又は代表執行役 氏 名

（記載上の注意）

[同左]

貸借対照表（ 年 月 日現在）

[同左]

（記載上の注意）

1 [同左]

[(1)~(8) 同左]

(9) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額

なお、それぞれの定義は、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社

商工組合中央金庫法施行規則第 83 条第 1 項第 5 号ロによる。

[10～(30) 略]

[2～7 略]

損益計算書 [略]

第 2 第 期 決 算 公 告 (要旨)

年 月 日

住 所

株式会社 商工組合中央金庫

代表取締役又は代表執行役 氏 名

(記載上の注意)

[略]

貸借対照表 (年 月 日現在)

[表略]

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) [略]

(2) 債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額並びにこれらの合計額

なお、それぞれの定義は、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社
商工組合中央金庫法施行規則第 83 条第 1 項第 5 号ロによる。

[(3)～(7) 略]

[2・3 略]

損益計算書 [略]

別紙様式第 7 号 (第 82 条第 2 項及び第 6 項関係)

第 1 第 期 中 間 決 算 公 告

年 月 日

住 所

株式会社 商工組合中央金庫

商工組合中央金庫法施行規則第 83 条第 1 項第 5 号ロによる。

[10～(30) 同左]

[2～7 同左]

損益計算書 [同左]

第 2 第 期 決 算 公 告 (要旨)

年 月 日

住 所

株式会社 商工組合中央金庫

代表取締役又は代表執行役 氏 名

(記載上の注意)

[同左]

貸借対照表 (年 月 日現在)

[同左]

(記載上の注意)

1 [同左]

(1) [同左]

(2) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3 カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額

なお、それぞれの定義は、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社
商工組合中央金庫法施行規則第 83 条第 1 項第 5 号ロによる。

[(3)～(7) 同左]

[2・3 同左]

損益計算書 [同左]

別紙様式第 7 号 (第 82 条第 2 項及び第 6 項関係)

第 1 第 期 中 間 決 算 公 告

年 月 日

住 所

株式会社 商工組合中央金庫

代表取締役又は代表執行役 氏 名

(記載上の注意)

[1～3 略]

中間連結貸借対照表 (年 月 日現在)

[表略]

(記載上の注意)

1 [略]

2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

[(1)～(6) 略]

(7) 債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額並びにこれらの合計額

なお、それぞれの定義は、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第 83 条第 1 項第 5 号ロ（「債権」の定義にあっては、同令第 84 条第 3 号ロ）による。

[(8)～(18) 略]

[3～6 略]

中間連結損益計算書 [略]

中間連結損益及び包括利益計算書 [略]

第 2 第 期 中 間 決 算 公 告 (要 旨)
年 月 日

住 所

株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫
代 表 取 締 役 又 は 代 表 執 行 役 氏 名

(記載上の注意)

[1・2 略]

中間連結貸借対照表 (年 月 日現在)

[表略]

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

代表取締役又は代表執行役 氏 名

(記載上の注意)

[1～3 同左]

中間連結貸借対照表 (年 月 日現在)

[同左]

(記載上の注意)

1 [同左]

2 [同左]

[(1)～(6) 同左]

(7) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3 カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額

なお、それぞれの定義は、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第 83 条第 1 項第 5 号ロによる。

[(8)～(18) 同左]

[3～6 同左]

中間連結損益計算書 [同左]

中間連結損益及び包括利益計算書 [同左]

第 2 第 期 中 間 決 算 公 告 (要 旨)
年 月 日

住 所

株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫
代 表 取 締 役 又 は 代 表 執 行 役 氏 名

(記載上の注意)

[1・2 同左]

中間連結貸借対照表 (年 月 日現在)

[同左]

(記載上の注意)

1 [同左]

(1) [略]

(2) 債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額並びにこれらの合計額

なお、それぞれの定義は、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社
商工組合中央金庫法施行規則第 83 条第 1 項第 5 号ロ（「債権」の定義に
あつては、同令第 84 条第 3 号ロ）による。

[(3)~(6) 略]

2 [略]

中間連結損益計算書 [略]

中間連結損益及び包括利益計算書 [略]

別紙様式第 8 号（第 82 条第 2 項及び第 6 項関係）

第 1 第 期 決 算 公 告

年 月 日

住 所

株式会社 商工組合中央金庫

代表取締役又は代表執行役 氏 名

（記載上の注意）

[1~3 略]

連結貸借対照表（ 年 月 日現在）

[表略]

（記載上の注意）

1 [略]

2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、
その関連が明らかになるように記載すること。

[(1)~(6) 略]

(7) 債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額並びにこれらの合計額

なお、それぞれの定義は、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社
商工組合中央金庫法施行規則第 83 条第 1 項第 5 号ロ（「債権」の定義に
あつては、同令第 84 条第 3 号ロ）による。

(1) [同左]

(2) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3 カ月以上延滞債権及び貸出条
件緩和債権の額並びにその合計額

なお、それぞれの定義は、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社
商工組合中央金庫法施行規則第 83 条第 1 項第 5 号ロによる。

[(3)~(6) 同左]

2 [同左]

中間連結損益計算書 [同左]

中間連結損益及び包括利益計算書 [同左]

別紙様式第 8 号（第 82 条第 2 項及び第 6 項関係）

第 1 第 期 決 算 公 告

年 月 日

住 所

株式会社 商工組合中央金庫

代表取締役又は代表執行役 氏 名

（記載上の注意）

[1~3 同左]

連結貸借対照表（ 年 月 日現在）

[同左]

（記載上の注意）

1 [同左]

2 [同左]

[(1)~(6) 同左]

(7) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3 カ月以上延滞債権及び貸出条
件緩和債権の額並びにその合計額

なお、それぞれの定義は、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社
商工組合中央金庫法施行規則第 83 条第 1 項第 5 号ロによる。

[(8)~(24) 略]

[3~7 略]

連結損益計算書 [略]

連結損益及び包括利益計算書 [略]

第2 第 期 決 算 公 告 (要旨)

年 月 日

住 所

株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫

代 表 取 締 役 又 は 代 表 執 行 役 氏 名

(記載上の注意)

[1・2 略]

連結貸借対照表 (年 月 日現在)

[表略]

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) [略]

(2) 債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額並びにこれらの合計額

なお、それぞれの定義は、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第83条第1項第5号ロ（「債権」の定義にあっては、同令第84条第3号ロ）による。

[(3)~(7) 略]

2 [略]

連結損益計算書 [略]

連結損益及び包括利益計算書 [略]

[(8)~(24) 同左]

[3~7 同左]

連結損益計算書 [同左]

連結損益及び包括利益計算書 [同左]

第2 第 期 決 算 公 告 (要旨)

年 月 日

住 所

株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫

代 表 取 締 役 又 は 代 表 執 行 役 氏 名

(記載上の注意)

[1・2 同左]

連結貸借対照表 (年 月 日現在)

[同左]

(記載上の注意)

1 [同左]

(1) [同左]

(2) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並びにその合計額

なお、それぞれの定義は、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第83条第1項第5号ロによる。

[(3)~(7) 同左]

2 [同左]

連結損益計算書 [同左]

連結損益及び包括利益計算書 [同左]

備考 表中の [] の記載及び対象規定の「無償繰上り」の注記部分を除く全体にわたって注記されている。